

木宮高彦著

公害概論



公害科学の総合的解説

有斐閣

木宮高彦著

公害概論

有斐閣

公害科学の総合的解説



著者紹介

き みや たか ひこ
木宮高彦

1920年 福岡市に生まれる。

1947年 京都大学法学部卒業

1950年～1965年 東京地方検察庁検事などを歴任

現在 弁護士(東京弁護士会所属)。そのほか人間環境問題研究会会員、季刊「環境法研究」編集委員、東京弁護士会公害対策特別委員会委員、日弁連交通事故相談センター専門委員会理事、日本交通法学会常任理事など。

主 著

論告の研究〔法務研究69〕(1957)/特別刑法詳解第1巻〔危険物〕(1961)/同第2巻〔売春・人身売買〕(1962)/註釈道路交通法〔共著〕(1961, 再訂版1967)/註釈自動車損害賠償保障法(1965)/自動車事故の法律相談〔共著〕(1966, 新版1970)/自動車保険の実務相談〔共編〕(1968, 改訂版1970)/タルマ辞典〔共編〕(1973)

公 害 概 論

昭和49年8月20日 初版第1刷印刷

昭和49年8月30日 初版第1刷発行

¥1,900.

著 作 者 木 宮 高 彦

発 行 者 江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町 2～17

発 行 所 株 式 有 斐 閣
会 社

電 話 東 京 (264) 1 3 1 1 (大代表)

郵便番号〔101〕 振替口座東京 370 番

本郷支店〔113〕 文京区東京大学正門前

京都支店〔606〕 左京区田中門前町44

印刷・大日本法令印刷 製本・和田製本工業

© 1974, 木宮高彦, Printed in Japan

著丁・乱丁本はお取替いたします。

1032-029150-8611

は し が き

昭和40年代のわが国は、文字どおり“日本公害列島”と化した。全国的に環境汚染を招いたばかりでなく、局地的に悲惨大量の健康侵害事件を頻発させた。とくに水俣病は、現代日本の公害の原型といわれ、“Minamata disease”として世界に喧伝された。Kōgai は、今や世界の共通語となった。

もとよりわが国としても、この惨状を傍観座視していたわけではなかった。総体的に言えば、ほとんどすべての日本人がそれぞれの立場から公害防除に懸命の努力を続けてきたといえよう。しかし、環境汚染は熄むことなく、公害問題の解決は依然としてわが国の当面する最も重要かつ緊急な課題である。

公害問題の難しさは、何よりもまず公害システムの複雑さ・多様さからくる“不確定かさ”にある。そのことが“経済活動と環境保全”の相関関係をあいまいにさせた。政府や地方自治体は、このいわば二律背反的の矛盾に対処すべき策をもたず、かえって経済成長の名をかりて企業優先の政策を打ち出し、環境悪化の原因をつくった。公害問題に伴うこのあいまいさは、経済活動の掌にある人たちに恣意的あるいは無責任な活動を許し、公害をまきちらす結果となった。その意味では、公害問題は科学的というよりは人間的な問題であるといえる。

かくて政治不信や公害企業の無責任な態度に憤った被害者や地域住民は、自力による救済や防禦に頼るほかないことを知り、熾烈な反対運動や公害訴訟を展開するに至った。そのピークがいわゆる4大公害訴訟といえよう。その成果として、わが国は法体系的には世界で最も整備された公害立法国となり、また、公害企業の社会的責任も判例上確立されたが、それにもかかわらず公害防除の本質的解決は、なおすべて今後に委ねられているといわねばならない。

* * *

公害防除の本質的解決は、やはり諸学問の研究成果をまたなければならない。ところが、公害関連学問として成果が期待されてきた工学、医学、経済学、法学などが、現在いずれも公害防除の役割を十分に果たしていない。一般的に言えば、工学技術は、発生源における公害物質の排出を抑制しえていないし、医学は、多くの場合環境汚染と人の健康との因果関係を証明できない立場にある。経済学は、公害現象のメカニズムを解明する経済理論の構成に苦しみ、法学もまた精密な環境理論を確立するまでに至らなかった。

このように単一の学問領域だけでは、公害のシステム分析や対策がまかないきれない現在としては、諸学問の成果を調整したキメ細かな総合的対策が必要不可欠となってくる。最近、学際的研究や隣接科学との提携・相互啓発の必要性が強調されているが、今後諸学問の結集による成果が国の施策に反映することによって、一貫性のある強力な公害行政により公害防除を実効性のあるものとしたいものである。

ところで、諸外国においては、公害は“環境問題”として把握されている。すなわち現今の環境汚染は自然の均衡を破壊するものであり、この傾向を現時点ですみやかにストップさせないかぎり、われわれの生命と福祉を依存する地球上の環境は、重大かつ取り返しのつかない事態を招くとされている。わが国の思考発想が工学技術的であるのに対し、生態学的であるといえよう。1972（昭47）年6月、スウェーデンの首都ストックホルムで、“かけがえのない地球”のスローガンのもとに、世界112ヵ国から参集した代表によって国連人間環境会議が開かれたが、“自然における人間の在り方”について、全世界の人々すべてが厳しく見直さなければならない時機にきていることは確かである。

最近わが国でもようやく“人間環境”の概念が芽生えつつあるが、従来ややもすれば環境問題を公害問題意識の中に埋没させ、両者を同一視する認識のうえに立った議論が少なくなかった。しかし、このような認識のもとでは、往往無用の混乱を招き、諸外国における環境問題意識と遊離し、世界と日本との乖離を広げるおそれがある。われわれは、公害と人間環境とのそれぞれの概念を正しく捉え、その対処を誤らないことが必要であるように思われる。

* * *

本書は、以上のような問題意識を踏まえたうえで、広義としての公害についての主要問題について総合的・体系的に解説しようとしたものである。そこで諸学領域からのアプローチによる研究内容やその動向をもできるかぎり紹介しようとしたが、何分にも専門外にわたる事項については不十分な点のあることを免れないし、誤りも少なくないであろうことを恐れる。切に専門家の方々の御叱正を賜りたい。

つぎに、公害問題は、多数の識者がつとに指摘しているように、単なる理解だけでは解明し尽くすことのできない実践的要素を包蔵しており、一片の理論的研究だけでは実効を期待できない性格をもっている。そのため各人の立場においてジカに事実に触れ、自らの体験を積むとともに、過去の貴重な資料に接することによって先人に学び、高い見識を涵養することが要請される。本書は、この観点から各種の文献・資料や裁判例を豊富に掲げ、具体的記述に徹するよう心掛けたが、これらの引用は多くの著者、出版社の御好意によるものである。ナマの事件については、各種新聞（朝日、読売、毎日、サンケイ、日本経済）の記事を参照させて頂いたが、とくに、図面などの引用は、形式統一の必要上多くは朝日新聞に拠った。以上の著者・執筆者・編者ならびに出版社に対し満腔の謝意を表するとともに今後とも御指導・御厚誼を賜りたい。また、有斐閣の三倉三夫、大前誠、大井文夫の3氏には、企画から刊行に至るまで並ならぬお世話を受けた。あわせて感謝の意を表する次第である。

1974年7月23日

木宮高彦

凡 例

- 1 本書は、広義における公害につき、関係法令による法的規制を中心に、公害に関連のある諸問題を広く採りあげ、できるかぎり多くの具体的事例を掲げて、項目ごとに総合的・体系的な解説を施した。
- 2 本書の執筆期間が2年有半に及んだため、本文の内容に年代的ズレによる記述のくいちがいや引用文等の著者・執筆者の肩書きなどで相違している場合がある。
- 3 各章の扉紙に、関連のある「主要関係法令」を掲げ、必要により法令の略称を付記し、本文中にこれを使用したものがある。
- 4 公害問題に関連のある裁判例および行政通達は、目の届くかぎり収録し、かつ、その典拠を示した。
- 5 引用文については、煩雑を避けるため、原則としてその執筆者または発表者の氏名とその当時の肩書職名を掲げるに止め、その出典は巻末の「公害文献」に譲った。なお、これら文献中にないものは、新聞・雑誌等の記事による。
- 6 本書に引用した法令・判例・通達その他の文献および掲載事例は、昭和48年末までのものであるが、校正の段階で可能なかぎり49年のものも収録した。
- 7 本書では原則として、当用漢字、現代仮名づかいによったが、法典や引用文などについては原文どおりとした。
- 8 本文中、原則として、付加説明文は（ ）を、人名・年号・法令条項などは〈 〉を使用した。
- 9 判例・判例集・出典等の引用については、つぎの略語を用いた。

大 判＝大審院判決

最 判＝最高裁判所判決

高 判＝高等裁判所判決

地 判＝地方裁判所判決

簡 判＝簡易裁判所判決

* なお、「判」の代りに「決」とあるのは、決定のことである。

(例) 高決＝高等裁判所決定

民 録＝大審院民事判決録

刑 録＝大審院刑事判決録

民 集＝最高裁判所(高等裁判所、大審院)民事判例集

刑 集＝最高裁判所(高等裁判所、大審院)刑事判例集

下民集＝下級審民事判例集

下刑集＝下級審刑事判例集

第1審民集＝第1審民事判例集

第1審刑集＝第1審刑事判例集

新 聞＝法律新聞

法 協＝法学協会雑誌

民 商＝民商法雑誌

ジュリ＝ジュリスト

4 凡 例

判 時 = 判例時報

判 タ = 判例タイムズ

(例) 東京高判昭 39・4・27 下民集 15 巻 4 号 957 頁 = 東京高等裁判所判決
昭和 39 年 4 月 27 日下級審民事判例集 15 巻 4 号 957 頁
津地四日市支判昭 47・7・24 判時 672 号 32 頁 = 津地方裁判所四日市
支部判決昭和 47 年 7 月 24 日判例時報 672 号 32 頁

目 次

は し が き

凡 例

1	総 論	1
1	公害の概念	3
1.1	概 説	5
1.2	公害の定義	7
1.3	公害に対する考え方（関連学問からのアプローチ）	12
1.4	外国における公害の概念	21
2	日本公害史と著名事件	28
2.1	概 説	30
2.2	足尾銅山鉍毒事件	35
2.3	浅野セメント降灰事件	38
2.4	別子銅山煙害事件	39
2.5	荒田川廃水事件	40
2.6	熊本水俣病事件	41
2.7	新潟水俣病（阿賀野川水銀中毒）事件	45
2.8	イタイイタイ病事件	48
2.9	四日市ぜんそく事件	52
3	地域開発と自然環境保護	55
3.1	概 説	57
3.2	公害・地域開発による被害の現状	61
3.3	自然環境保護と地域開発の法的規制	69
3.4	日本列島改造論	74
4	公害法と公害行政	81
4.1	概 説	83

6 目 次

4.2 公害関係機関	89
4.3 環境基準と排出基準	91
4.4 公害紛争処理制度	105
4.5 公害病患者の救済制度	109
5 公害の私法的救済	114
5.1 概 説	116
5.2 公害訴訟・調停の現状	121
5.3 公害訴訟運用上の問題点	127
5.4 公害の責任主体	132
5.5 因果関係	139
5.6 過失と違法性	143
5.7 損害賠償額	150
5.8 差 止 請 求	154
5.9 仮 処 分	158
6 企業の責任と公害防止の費用負担と助成	161
6.1 概 説	163
6.2 公害の企業へ及ぼす影響とその対策	166
6.3 公害費用負担と助成措置の法的規制	173
6.4 公害防止資金の金融上の助成措置	179
6.5 公害防止設備の税制上の助成措置	185
6.6 公害税と賦課金	189
6.7 公害防止管理者等	191
7 公害反対運動	198
7.1 概 説	200
7.2 公害反対運動の様式・態様	205
7.3 自然保護運動	209
7.4 消費者運動	212
7.5 公害防止協定	217
8 公害犯罪	224
8.1 概 説	226

8.2	公害犯罪の現状	230
8.3	公害犯罪の法的規制	236
8.4	刑法犯としての公害罪	237
8.5	行政犯としての公害罪	239
8.6	公害犯罪処罰法	243
9	外国の公害事情と国際協力	247
9.1	概 説	249
9.2	ヨーロッパの公害事情	254
9.3	アメリカの公害事情	260
9.4	共産圏内の公害事情	262
9.5	環境問題に関する国際協力	265
2	各 論	271
1	大 気 汚 染	273
1.1	概 説	275
1.2	大気汚染の被害状況	277
1.3	大気汚染の法的規制	279
1.4	大気汚染物質	284
1.5	大気汚染の防止対策	290
1.6	自動車排気ガス公害	292
1.7	光化学スモッグ	296
2	水 質 汚 濁	301
2.1	概 説	303
2.2	水質汚濁の法的規制	307
2.3	水質汚濁の防止対策	310
2.4	熱汚染(熱公害)	313
3	土 壌 汚 染	314
3.1	概 説	316
3.2	土壌汚染の法的規制	318

8 目 次

3.3. D D T	320
3.4 カドミウム公害	321
3.5 BHC 汚染	322
3.6 ディルドリン汚染	323
4 騒音・振動	325
4.1 概 説	327
4.2 騒音・振動の単位と測定	329
4.3 騒音・振動の法的規制	332
4.4 騒音・振動公害の現状と防止方法	335
4.5 工場騒音・振動	339
4.6 建設騒音・振動	341
4.7 自動車騒音・振動	346
4.8 航空機騒音・振動	349
4.9 鉄道騒音・振動	354
4.10 営 業 騒 音	356
4.11 街頭・近隣騒音	358
5 地 盤 沈 下	360
5.1 概 説	362
5.2 地盤沈下の現状	364
5.3 地盤沈下の被害状況	367
5.4 地盤沈下の法的規制	367
6 悪 臭	370
6.1 概 説	372
6.2 悪臭公害の現状	374
6.3 悪臭の法的規制	375
7 鉍 害	379
7.1 概 説	381
7.2 鉍毒公害の法的規制	381
7.3 足尾鉍害	383
7.4 土呂久鉍害	384

7.5	松尾 鉱 害	385
7.6	平金 鉱 害	386
8	海 水 汚 濁	388
8.1	概 説	390
8.2	海水汚濁の現状	391
8.3	海水汚濁の法的規制	391
8.4	タンカー公害	392
8.5	赤 潮 公 害	395
8.6	ヘドロ公害	397
9	微量重金属公害	400
9.1	概 説	402
9.2	微量重金属の法的規制	404
9.3	水 銀 中 毒	406
9.4	鉛 中 毒	409
9.5	シ ァ ン	410
9.6	フェノール	411
9.7	ポリ塩化ビフェニール	412
9.8	トリクロルエチレン	414
9.9	アクリルニトリル	414
9.10	フタル酸エステル	416
10	原子力公害	418
10.1	概 説	420
10.2	原子力の法的規制	421
10.3	放射線障害	423
10.4	放射能公害物質	425
10.5	放射能汚染	426
11	廃棄物公害	429
11.1	概 説	431
11.2	廃棄物の法的規制	433
11.3	産業廃棄物	436

11.4	一般廃棄物（家庭廃棄物）	436
11.5	プラスチック公害	440
12	上下水道汚染	443
12.1	概 説	445
12.2	上下水道汚染の現状	445
12.3	上下水道の法的規制	446
12.4	カシンベック病	450
12.5	斑 状 歯	452
12.6	し尿汚染	452
12.7	酸欠空気公害	454
13	食 品 公 害	456
13.1	概 説	458
13.2	食品公害の現状	458
13.3	食品添加物	459
13.4	食品公害の法的規制	461
13.5	森永ヒ素ミルク中毒事件	463
13.6	カネミ油症事件	464
14	医薬品公害	467
14.1	概 説	469
14.2	医薬品の法的規制	470
14.3	医薬品公害の現状	471
14.4	サリドマイド	473
14.5	ス モ ン	476
14.6	コラルジル	479
14.7	クロラムフェニコール	479
14.8	精神安定剤	480
14.9	イミプラミン	481
15	日照・通風・眺望妨害	482
15.1	概 説	484
15.2	日照被害の状況	485

15・3	日照権論争	488
15・4	日照妨害の法的規制	490
15・5	建築協定	496
15・6	眺望（観望）阻害	500
15・7	風害と高層汚染	501

資料・索引

公害年表	504
公害関係文献目録	515
人名索引	537
事項索引	541

1 総 論



- 1 公害の概念
- 2 日本公害史と著名事件
- 3 地域開発と自然環境保護
 - 4 公害法と公害行政
 - 5 公害の私法的救済
- 6 企業の責任と公害防止の
費用負担と助成
 - 7 公害反対運動
 - 8 公害犯罪
- 9 外国の公害事情と国際協力

1 公害の概念

われわれは、歴史の転回点に到達した。今やわれわれは、世界中で、環境への影響に一層の思慮深い注意を払いながら、行動しなければならない。無知・無関心であるならば、われわれは、われわれの生命と福祉が依存する地球上の環境に対し、重大かつ取り返しのつかない害を与えることになる。逆に十分な知識と賢明な行動をもってするならば、われわれは、われわれ自身と子孫のため、人類の必要と希望にそった環境で、より良い生活を達成することができる。環境の質の向上と良い生活の創造のための展望は広く開けている。今必要なものは、熱烈であるが冷静な精神と、強烈ではあるが秩序だった作業である。



人間環境宣言（1972年6月国連人間環境会議）

〈環境庁環境法令研究会「環境公害年鑑」（昭48）214頁〉

〔主要関係法令〕

- ☆ 製造場取締規則（明29.2.1大阪府令21号）
- ☆ 河川法〈旧〉（明29.4.8法71号）
- ☆ 鋼折・鍛冶・湯屋三業者心得方（明10.5.23大阪府令120号）
- ☆ 人家稠密ノ地ニ於テ牛豚類糞ヲ禁ス（太政官布告163号）
- ☆ 公害対策基本法（昭42.8.3法132号。施行昭42.8.3）
- ☆ 東京都公害防止条例（昭44.7.2都条例97号。施行昭45.4.1）
- ☆ 大阪府公害防止条例（昭46.3.11府条例1号。施行昭46.9.10）